

市民参画・協働による まちづくりのススメ

平成22年2月4日

岩手県技術士会・同都市部会 合同研修会

岩手県地域支援希望ファンド（人材版）登録

まちづくりアドバイザー

都市部会長 村井 研二

大船渡市日頃市地区の
モデルコミュニティ事業

座・ひころいち

みんなで創ろう 元気な町 日頃市

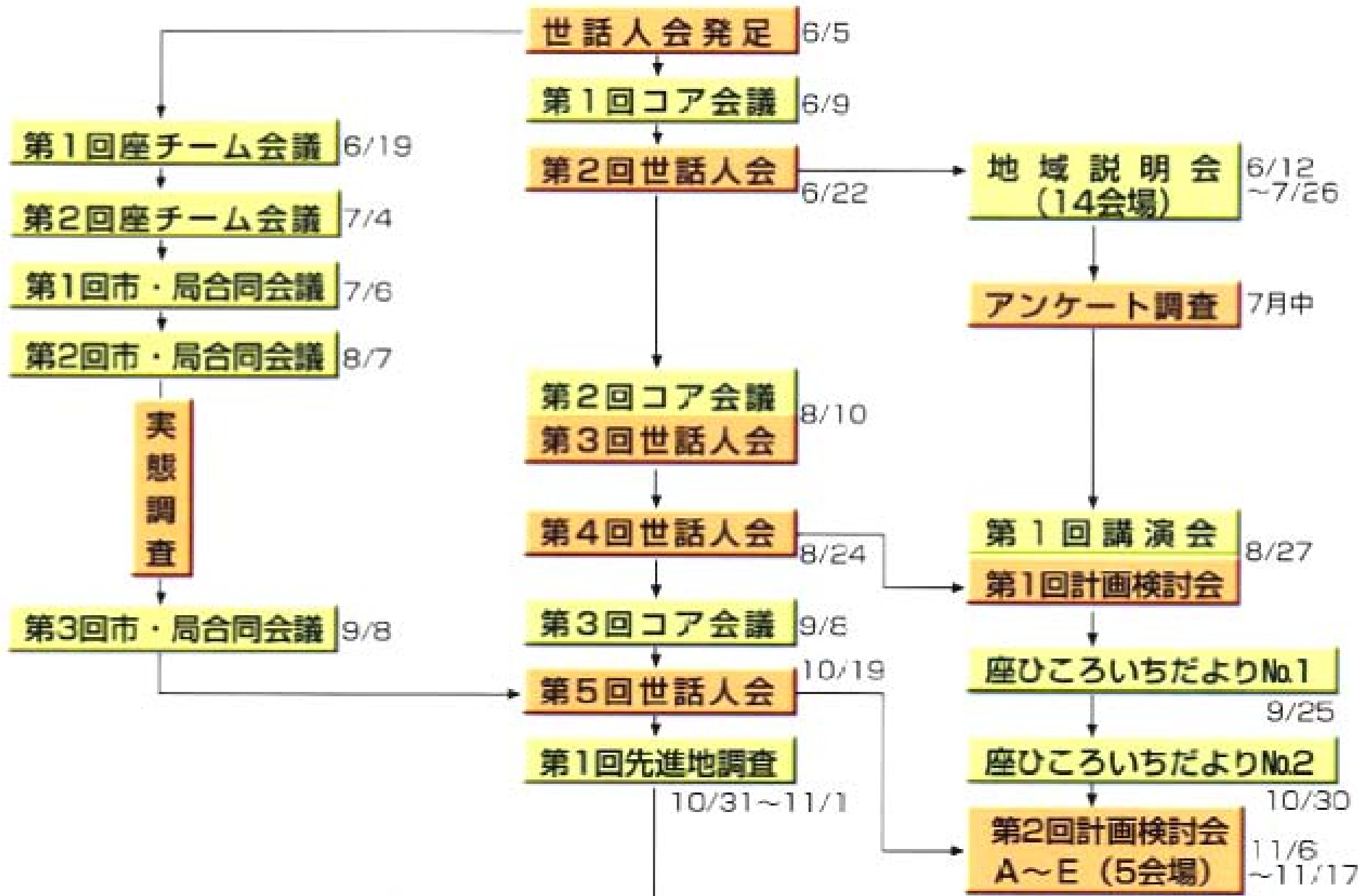
郷土文化と自然環境を守り育てよう
地場産業を育成し生活環境を整備しよう

〈ダイジェスト版〉

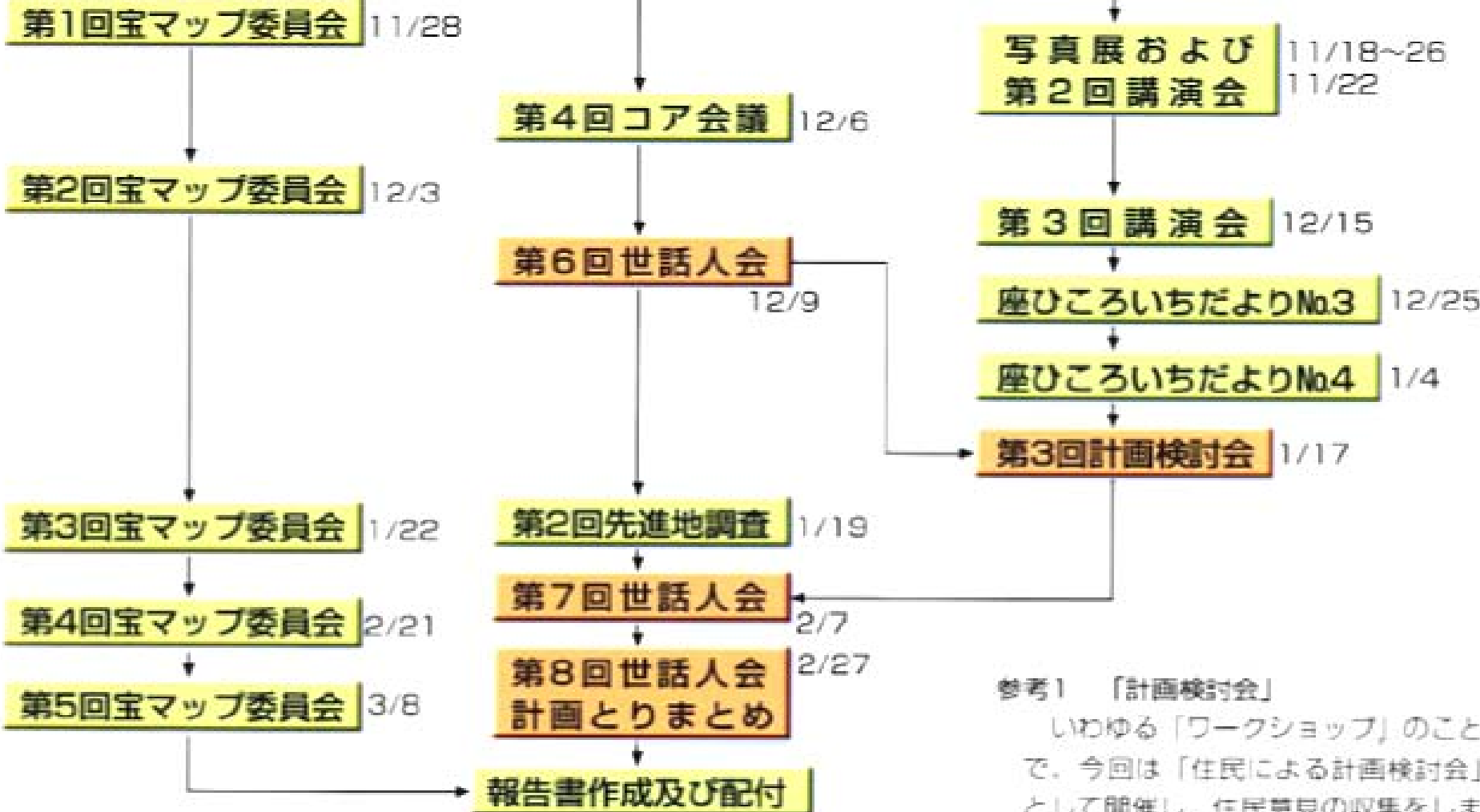
2001・3

座・ひころいち

「座・ひころいち」での話し合い①



「座・ひころいち」での話し合い②



- 計画検討会・世話人会では、1グループ6～8人の「グループワーク」で、出席者全員から沢山の意見を頂きました。KJ法を基本にまとめました。
- 延べ、48回の集まりをもちました。

参考1 「計画検討会」
 いわゆる「ワークショップ」のこと
 で、今回は「住民による計画検討会」
 として開催し、住民意見の収集をしま
 した。

参考2 「世話人会」
 グラウンドワークの中心となる「委
 員会」等に相当し、計画検討会の意見
 をもとに計画のとりまとめを行いました。

アンケート調査（宝さがし）

【環境評価】

日頃市の宝を未来につなごう

アンケートの問1～6までの「宝さがし」の質問に対し、835件の回答をいただきました。

■その内訳は、

- 長安寺、岡谷洞窟、ゴトランド紀化石、各地の多くの郷土芸術とその伝承、ソバ・キビを中心とした郷土料理などの「歴史・風土」を大切にしよう475件
- 庄五郎新田、五葉山、大森等の景色や散策路などの「景観」を大切にしよう142件
- 五葉山を中心とした、貴重な動植物と山菜に恵まれた「森」を大切にしよう106件
- 盛川水系の清流や湧き水、貴重な動植物が生息する「水」を大切にしよう81件
- その他31件

でした。



第1回「住民による計画検討会」を8月27日（日）に開催し、アンケート調査結果をもとに、5つのグループに分かれ、各地域の「宝もの」を検討し、その結果を各グループから発表していただきました。

歴史・風土

- ・郷土芸術・郷土料理
- ・岡谷洞窟、長安寺、化石
- ・名人

景観

- ・五葉山、大森
- ・庄五郎新田
- ・古木、大木

森

- ・五葉山麓
- ・貴重な動植物

水

- ・清流、盛川の清流

現地調査



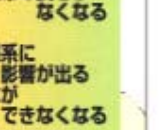
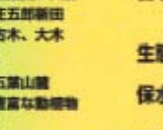
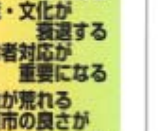
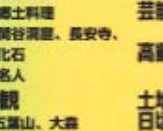
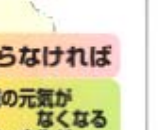
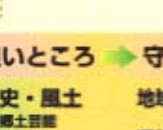
② 宝マップ作成

宝マップ



陸前高田市

500 1000 2000m



- 良いところ** → **守らなければ**
- | | |
|---|--|
| <p>歴史・風土</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土芸能 ・郷土料理 ・関谷演劇、長安寺、化石 ・名人 | <p>地域の元気がなくなる</p> <p>芸能・文化が衰退する</p> <p>高齢者対応が重要になる</p> |
| <p>景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五葉山、大森 ・庄五郎畑 ・古木、大木 | <p>土地が飛れる</p> <p>日頃市の良さがなくなる</p> |
| <p>森</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五葉山麓 ・豊富な動植物 | <p>生態系に影響が出る</p> <p>保水ができなくなる</p> |
| <p>水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清流、盛川の源流 | <p>川や海が汚れる</p> <p>水不足が心配</p> |

③ 将来像の決定

計画検討会ではこの結果を確認し、さらにこれを補足して多くの意見が出されました。
以上を総合すると、次のようになります。

郷土文化が 豊かな町

- ・郷土芸能の宝庫の町
- ・人情の厚い町
- ・美しい農村風景の町
- ・観光資源が豊富な町

自然と 共生する町

- ・環境を守り、創造し、その
景観を高める町
- ・道路、川、上下水道が整備
された町
- ・自然環境が保全された町

交流の町

- ・地域産品の低価格化が進んだ町
- ・観光資源が豊富な町
- ・郷土芸能の町
- ・ユニークな地域農業の活発な町
- ・交流の場が整備された町
- ・環境整備が整った町

元気な町

⑥ コミュニティ計画の決定

計画のテーマ

30年前には約3000人の日頃市の人口が、このまま減少すれば今から30年後には約1,700人にまで減ってしまい、行政区を形成できない集落がでるかもしれません。

日頃市は、郷土文化、自然環境の「宝」に恵まれていることが調査でわかりました。その一方、地場産業の育成や生活環境の整備が遅れていることもわかりました。

県内では、すでに9割の人達が水道の水を飲んでいますが、汚水処理施設も今後10年間で大幅に整備され、8割の人達が水洗トイレを使えるようになります。

今のままでは、子供たちが日頃市から出ていき、お嫁さんも来たがらないでしょう。

こういう状態を改善し、豊かな郷土文化、自然環境の中で、快適な生活ができるように環境整備をしてやるのが、子供たちへの私たちの役割ではないでしょうか。

これまでみんなで検討してきた結果をまとめ、「計画のテーマ」をつぎのとおり決定しました。

「みんなで創ろう 元気な町 ひ ころ いち 日頃市」

地場産業を育成し生活環境を整備しよう

郷土文化と自然環境を守り育てよう

事業実施



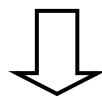
まちづくりが変わります！

行政主導から

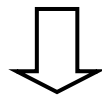
「市民参画と協働」へ

これまで（～1999年）の自治

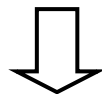
道路、農業用排水路、学校、図書館・・・
ありとあらゆる社会資本の絶対的不足



その緊急整備が社会の要求



国が主導、自治体を指揮監督（上下関係）



行政が事業決定後、住民に説明・協力要請

これから（2000年～）の自治

社会資本の一定水準確保



環境、福祉等へ社会の要求が変化



2000年4月 「地方分権一括法」施行
自ら考えて実行する自治体へ（水平関係）



さらに 計画・実行・評価に
住民・NPO等 多様な主体の参画・協働

「新しい公共空間」

自治体を地域の戦略本部と位置づけ

住民 NPO 民間企業等 地域の様々な主体が

自治体と協働して公共を担う

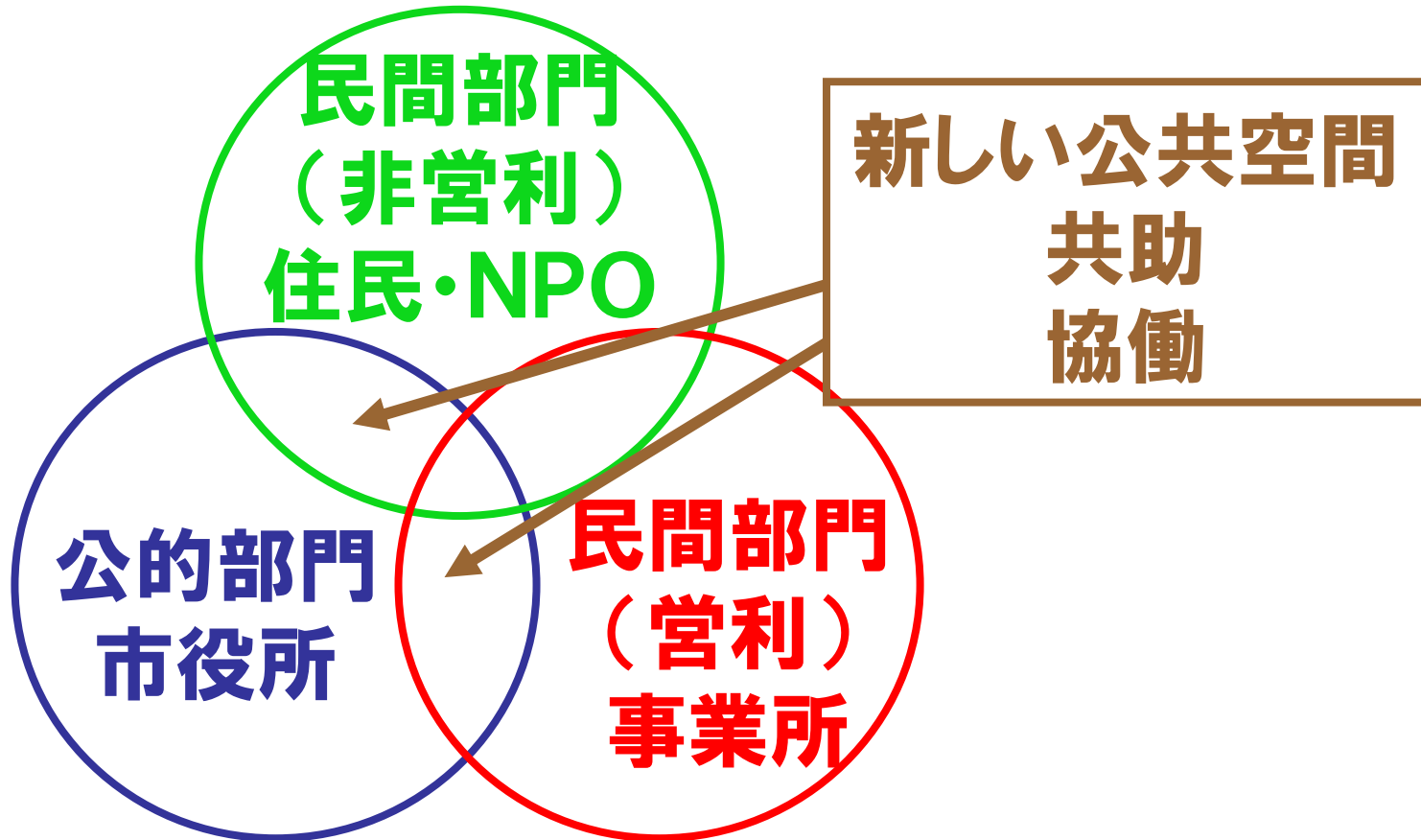
「新しい公共空間」の形成こそが

これからの自治体運営の基本理念

新しい公共空間

社会活動の新しい公共空間

共助・協働



「地域協働」のあり方

地域協働による公共的サービスの提供とは

単純に行政から業務の執行を委託され 管理・
監督される形態とは異なり

行政と住民 地域団体が公共的目的を共有し

相互に連携・分担する関係

「参画」の段階

地域協働を実現するためには
公共的サービスの実施のみならず
計画・決定・執行・評価・改善の各段階で
各種主体や住民に 参画する機会が提供され
サイクル化することが理想

活動の展開

- ① 熱意を持った「キーパーソン」の発掘と育成
- ② 住民活動を公共的な活動へ展開

住民の意欲は高まっているが まだ積極的に自治体に働きかける住民は少ない

当面 住民の善意を生かしながら
行政がいかに住民に歩み寄るかが重要

住民参画の促し方

- ① 趣味的な領域にとどまっている住民活動を
公共的活動の展開に発展
- ② 公共的活動を志向する住民を
公共的活動の主体として組織化
- ③ 安定的・持続的に維持するため
人材と基盤(資金・施設等)が必要

「新たなルール」の必要性

地域協働の対象 情報の公開 職員の関わり方
行政や議会の責任等

自治体と地域協働の主体や住民との関係を
法的に規定することが制度的な課題



「参画」「協働」とは

参画・・・施策決定の方法

協働・・・施策実現の方法

「参画」なくして「協働」なし

参画とは

誰かがつくった計画に加わる・・・「参加」

計画をつくるところから加わる・・・「参画」

(盛岡女性センター長 平賀さん)

本当の住民参画（住民参画のハシゴ）

8段目	住民によるコントロール	住民の力が活かされる 本当の住民参画
7段目	委任されたパワー	
6段目	パートナーシップ	
5段目	懐柔	「しるし」としての 住民参画
4段目	形式的意見聴取	
3段目	お知らせ	
2段目	なだめ	住民参画とはいえない
1段目	あやつり	

まちづくりでの「参画」

- ① 「重要な市政」への参画
- ② 「身近なまちづくり」への参画
(地域活動、NPO活動)

重要な市政への 「市民参画」イメージ

非参画	← 市民が自らの意志で参画 →			
市民の意見表明機会がない状態	パブリックコメント等で、案がほぼ固まった段階で意見を聴く状態 タイプ 1	案をつくるところで意見を聴くが、案に反映させなかったり、状況を知らせない状態 タイプ 2	案をつくるところで意見を十分に聴くが、その採否を内部だけで判断する状態 タイプ 3	案をつくることから、対等の立場で協議して確定する状態 タイプ 4

身近なまちづくりへの 「市民参画」イメージ

非参画	← 市民が主体的に参画して計画・実行 →			
行政区長さん や自治会長さん 等にお任せ で、市に要望 書を出すだけ の状態	コミュニティ 会議の役員や 特別委員会な どが主体とな って計画・実行 する状態 タイプ 1	部会等を設置 して、部会等が 主体となって 計画・実行する 状態 タイプ 2	アンケート 等で部会が 住民の意見を 把握して計画・ 実行する状態 タイプ 3	アンケート、部 会、地区別意見 交換会などで 最大限の住民 が参画して計 画・実行する状 態 タイプ 4

協働とは

市民・市議会・市が、それぞれの役割と責務をもって、協力し行動すること

市民の多種多様なニーズに対して、これまでより柔軟・効果的・効率的に公共サービスを提供することが目的

注意！「経費節減⇒協働」ではない！！

「市民との協働」イメージ

市の 独自事業	← 市民と市との協働事業 →			市民の 独自事業
市が独自に 企画・実行す る方法 (公助)	市の主体性 のもとに市民 も参画・実行 する方法 (共助) タイプ 1	互いに対等 の立場で参 画・実行する 方法 (共助) タイプ 2	町内会、NP Oや事業所 等の主体性 のもとに市も 参画・実行す る方法 (共助) タイプ 3	町内会、NP Oや事業所 等が独自に 公共サービ スを企画・実 行する方法 (互助) タイプ 4

「協働」にふさわしい分野の例

○ きめ細かい対応が望ましい分野

子育て支援、高齢者介護支援、障がい者支援等

○ 地域社会との密接な連携・協力が望ましい分野

防犯・防災対策、交通安全対策、市街地活性化、ゴミ減量化・再資源化推進、道路・河川・公園の維持作業等

○ 高い専門性が求められる分野

芸術・文化・スポーツの普及、健康づくり支援、公の施設の指定管理等

○ 多くの市民の参加が望ましい分野

大規模なスポーツ大会、観光イベント、大規模な講演会等

○ 市が行ったことのない先駆的な分野

市民との協働の方法（例）

委託

本来は市が行うべき公共サービスについて、契約して市民に委任する。

補助

市民が主体的に行う公共サービスのうち、市と目的が一致するものについて、補助金や物品で支援する。

共催・実行委員会等

多様な市民と主催団体を構成し、企画・実行・評価に参画する。

アドプト制度

道路等の公共施設の美化活動等について、市民と協定を締結して委任する。



「市民」「議会」「市」の役割

これからの経営

18年1月10日NHKTV「プロフェッショナル」

- 主人公は老舗観光ホテルの後継ぎ・星野佳路氏
凋落したホテルを再建、現在は「リゾート再建王」
として全国で活躍中。
- 後継ぎ直後はトップダウンで再建策、社員激減
再建策を自ら決定し、トップダウンで実行
⇒ 業績回復せず、止まらない退職者

主役は経営者ではなく、社員のみなさん

- ・ やり方を社員に考えてもらうシステムに。
- ・ 誰でも参加できる「経営会議」を開催、社員の声を徹底的に聞く。否定しない。
- ・ 社長は「どうしますか？どうすればいいの？」と問いかけ、結論は社員が出す。
- ・ 大事なのは意思決定のプロセス。
- ・ 社員が出した結論なら、社員は喜んで頑張って働いてくれる。

「旅館」を「まちづくり」に変えれば、
「社長」は「市役所」、「社員」は「住民」に

これからのまちづくり

主役は市役所ではなく、住民のみなさん

- ・ やり方を**住民に考えてもらうシステム**に。
- ・ 誰でも参加できる「**まちづくり会議**」を開催、住民の声を徹底的に聞く。否定しない。
- ・ 職員は「どうしますか？どうすればいいの？」と問いかけ、結論は住民が出す。
- ・ **大事なのは意思決定のプロセス。**
- ・ 住民が出した結論なら、住民は喜んでまちづくりに参画してくれる。

住民は「主役」と言われても急には変わらない。
急がない。あきらめない。

新しい公共

従来の行政を中心とした公共サービスの限界を打破し、新しいニーズに対応していくためには、「公共」のあり方を根本的に考え直すことが必要。

行政も民間も共に「公共」の役割を担えるよう「公共」の概念を刷新し、地域の様々な主体がそれぞれの立場で「新しい公共」を担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービスを提供する。

この「新しい公共」空間の形成こそが、自治体と住民が協働して地域経営にあたるローカルガバナンスを実現する。

「行政と住民との関係」と「行政内部」の二つの変革が重要

県・市町村とNPO

これまで：NPO立上げ段階

県・市町村は普及・支援が主な業務
モデル事業・補助金による支援

これから：本当の協働の段階へ

県・市町村はNPOとの協働を実践
外部委託・指定管理者による協働推進

権限移譲で県・市町村の役割は終わり？

NO！ これからが本番！

これからの自治体職員像 (個人力から協働力へ)

これまで
企画力、執行能力等、内務的な「個人力」



これから
コミュニケーション力、コーディネート力等、外務的な「協働力」



そのために
人材育成、自己研鑽、何よりも経験

これからの自治体職員像

	～ 1 9 9 9	2 0 0 0 ～
社会要求	社会資本の緊急整備 【ハード】	環境・福祉等の充実 【ハート】
国・自治体 ・住民	監督・指導・委任 【上・下】	支援・自立・主体 【水平・パートナー】
計画・実行 ・評価	行政のみ	各段階で住民参画
事業・管理 主体	行政のみ	地域・NPO・企業 との協働
職員像	企画力・執行能力 【個人力】	ネットワーク力 【協働力】

市民・議会・市のいずれも
参画・協働への意識改革が急務

「閾値」
質より量、失敗を批判せず、できることから
始めて、一歩だけ前に進もう

基本は「情報共有」
受身の「情報公開」ではなく、積極的な
「情報提供」を

議会・市の重要な役割
情報の「収集・分析・整理・提供」

ますます高まる議会の役割

- 議会は、二元代表制のもと、市長とともに市の代表機関を構成し、多人数による合議制の機関として市民の意思を市政に的確に反映させ、市としての最良の意思決定を導くことが使命
- 多様な市民の意向を把握し、様々な利害を調整し、市民の真の代表として市政に反映
- 議会や市の情報を市民に提供し、直接意見を聴き、政策提言機能・監視機能を向上
- 重要政策の立案の段階から一定の役割を果たす



全国・県内の動き

新たな規範・ルールの必要性

参画・協働を行う上で、自治体と協働の主体や住民との関係を法的に確立していくことが課題に

全国のまちづくり条例制定の動き

都市計画への住民参画を中心に、全国でその仕組みを条例化する動きが活発化。

このうち約300件は、「参画・協働」を市町村の最高規範とする「まちづくり（自治）基本条例」。

県内の動向

北上市、宮古市、奥州市、紫波町、花巻市の5市町で条例施行済み。八幡平市、西和賀町等で行組み中

花巻市の取り組み

「まちづくり基本条例」

「振興センター条例」

を制定して推進している

「まちづくり基本条例」(平成20年4月施行)

第5条 参画・協働がまちづくりの基本原則

第12条 重要な市政への市民参画

第14条 協働の推進

第16条 地域コミュニティ活動の推進

第17条 NPOの公益的活動の推進

「振興センター条例」

第2条 26センターを設置 (現在27センター)

第3条 地域づくり活動の支援等を担当

参画・協働の推進施策

「市民参画・協働推進委員会」設置

「地域づくり交付金要綱」

振興センターの区域に設けられる「コミュニティ会議」に対し、
使途が自由な交付金を交付

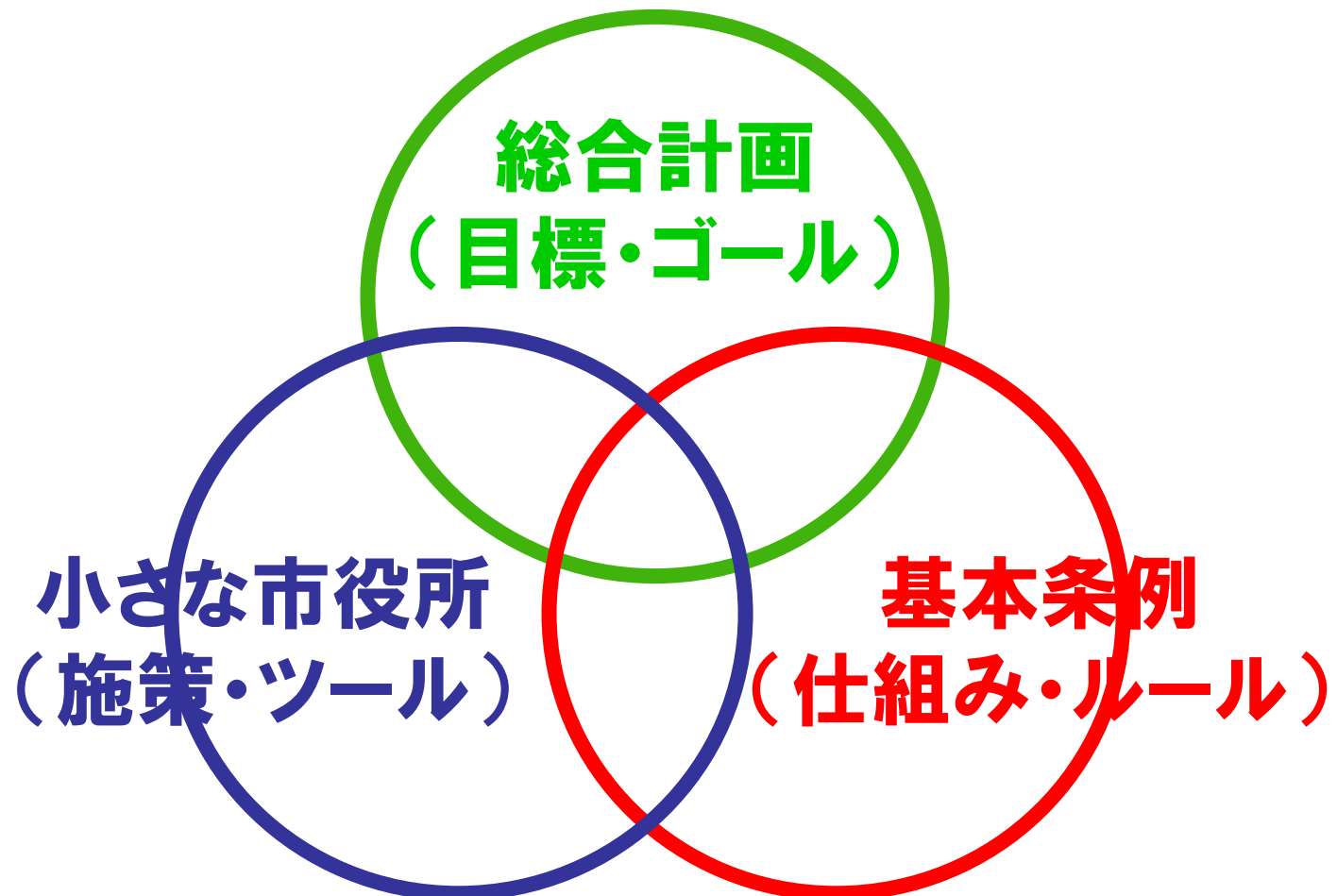
「パブリックコメント制度に関する指針」

意思決定過程における市民参画を推進

「市民参画推進職員チーム」設置

「市民参画ガイドライン」等の検討と市民参画を推進

花巻市の 「市民参画・協働のまちづくり」の構成



「市民参画・協働のまちづくり」の歩み

年度	総合計画	小さな市役所	基本条例
18	7月 審議会設置 以後6回審議 12月 基本構想議決 1月 パブコメ 3月 総合計画決定	7月 区長会役員説明 以後延べ40回 以上の地域協議 3月 振興センター設 置条例等議決	12月 市民会議発足 以後翌年10月 まで20回協議
19	4月～施策の展開	4月 センター設置 交付金要綱決定 7月 全コミュニティ 会議設立 11月 全事業計画決定 2月 情報交換会	7月 同会地域説明会 10月 同会・議会説明 10月 策定委員会設置 以後7回協議 11月 議会説明・シンポ 12月～パブコメ・説明会 3月 条例議決
20	土台が整い、いよいよ本格的なスタート！		

総合計画 (目標・ゴール)

花巻市総合計画（平成19年3月策定）

まちづくりの基本理念

「強くて優しいまちづくり」

「市民参画・協働のまちづくり」

まちづくりの基本理念

「市民参画・協働のまちづくり」

- ・ 生活者本位のまちを創るため、行政だけでなく市民と一緒に、生活者による生活者のためのまちづくりを目指して、市民参画、市民協働の取り組みを進める。
- ・ 市内の学区等を単位に「小さな市役所」としての振興センターを開設する。
- ・ 自分の住む地域について、住民が考え、決定し、行動できる仕組みづくりと、その支援を行う。
- ・ 地域主権の理念に基づいた、市民協働のまちづくりを推進する。

花巻市総合計画（基本構想・基本計画） 政策の体系

将来
都市像

早池峰の風薫る
安らぎと活力にみちた
イーハトーブはなまき

基本
理念

市民参画・協働のまちづくり
強くて優しいまちづくり

地域資源の連携強化で産業振興のまちづくり

交流・移住人口増加で訪れたい・住みたいまちづくり

保健・医療・福祉のネットワーク拡充で安心のまちづくり

地域で支える子育てと教育のまちづくり

**都市内分権構築で
市民参画・協働のまちづくり**

市民本位の行政のまちづくり

小さな市役所 (施策・ツール)

大石市長の「岩手No.1宣言」

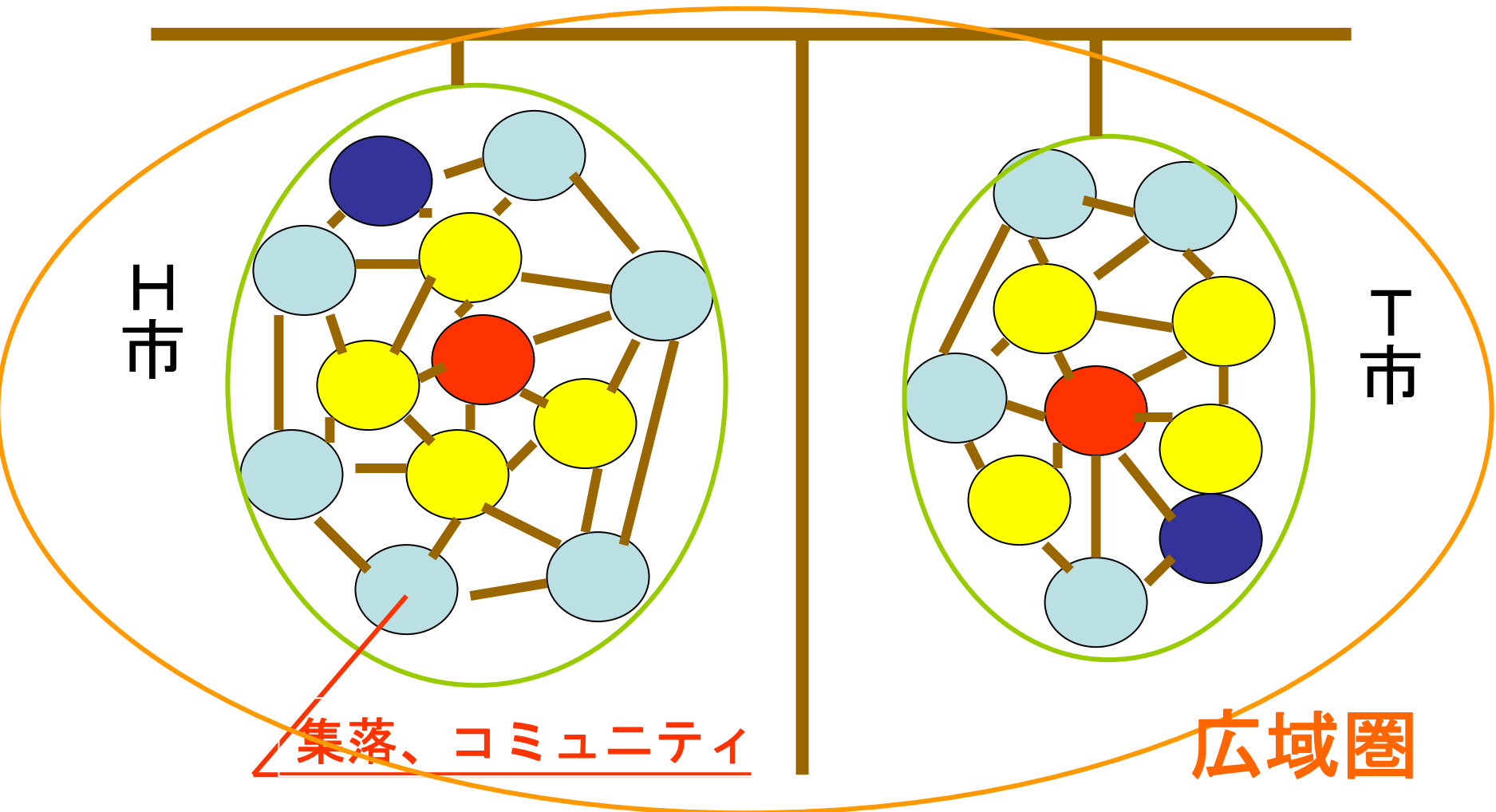
生活者本位の優しいまちをつくりたい。
それは市民が誇りを持てる「岩手No.1」のまち。

全ての施策に市民参画・協働の視点が必要となる。
今、まさに地域主権の市政の始まりである。

「地域コミュニティ会議」が地域のことを自ら考え、
解決し、住民本位に事業が展開される。

地域コミュニティの再生を図り、自立した地域と
自立した市民による、本当に自立したまちをつく
りあげたい。

都市内分権～ブドウのように～



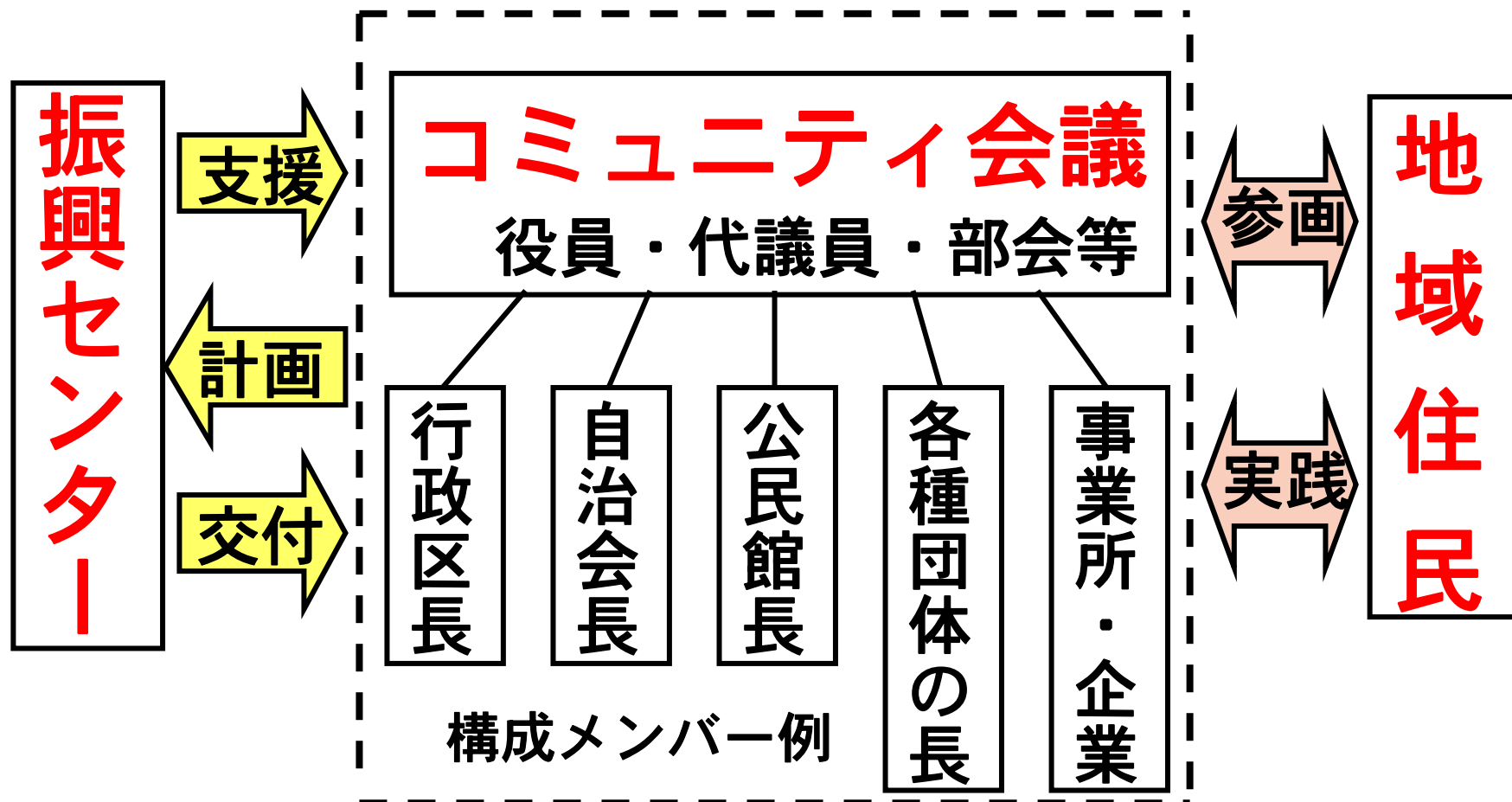
主体は「コミュニティ会議」

- ・ 市域を26の地域に区分し、地域ごとにまちづくりを進める自治活動組織として「コミュニティ会議」を設立
- ・ 地域の特徴を生かした住みよいまちづくりのために既存組織と連携して活動
- ・ 地域内の課題を把握し、その解決方法を話し合い、必要な事業を決定
- ・ 住民と情報を共有しながら事業を実践

それを支援する「振興センター」

- ・ 26地域に「振興センター」を設置
- ・ 地域づくり支援職員として2人が常駐
- ・ コミュニティ会議への参加・助言などで活動をサポート

「小さな市役所」の体制



花巻市「小さな市役所」の仕組み

花巻市振興センター条例

市民の自主的な地域活動の支援等のため、
26センターを設置

花巻市地域づくり交付金交付要綱

振興センターの区域ごとに市長が指定した
コミュニティ会議に対し、予算の範囲内で交付
金を交付

平成20年度予算 2億円

コミュニティ会議の活動状況

設立	平成19年7月に終了
事業計画	平成19年11月にすべての コミュニティ会議で決定
事業状況 (1月末時点)	全事業数 約500件 完了見込み 7団体 繰越見込み 19団体
参画者	延べ 2万人以上
情報交換会	延べ 560人出席

各地域の良いところ、気になるところ、その保全策や改善策を考える。



地域の宝を見つけました！



「宝」の案内板設置作業の状況



設置完了



ご苦労様でした！

《市道の側溝維持管理事業》

事業実績 191,093円 【U字溝 170,100円 諸材料 20,993円】

◎ **コミュニティ協議会**は、**資材**を購入した。

◎ **地元**は、**地元の機材と人手**を提供した。

工事概要

● 道路側溝

L = 90m

● 側溝断面

300 × 300mm

打ち合せ



施工



製品搬入



施工



現況写真



完成写真

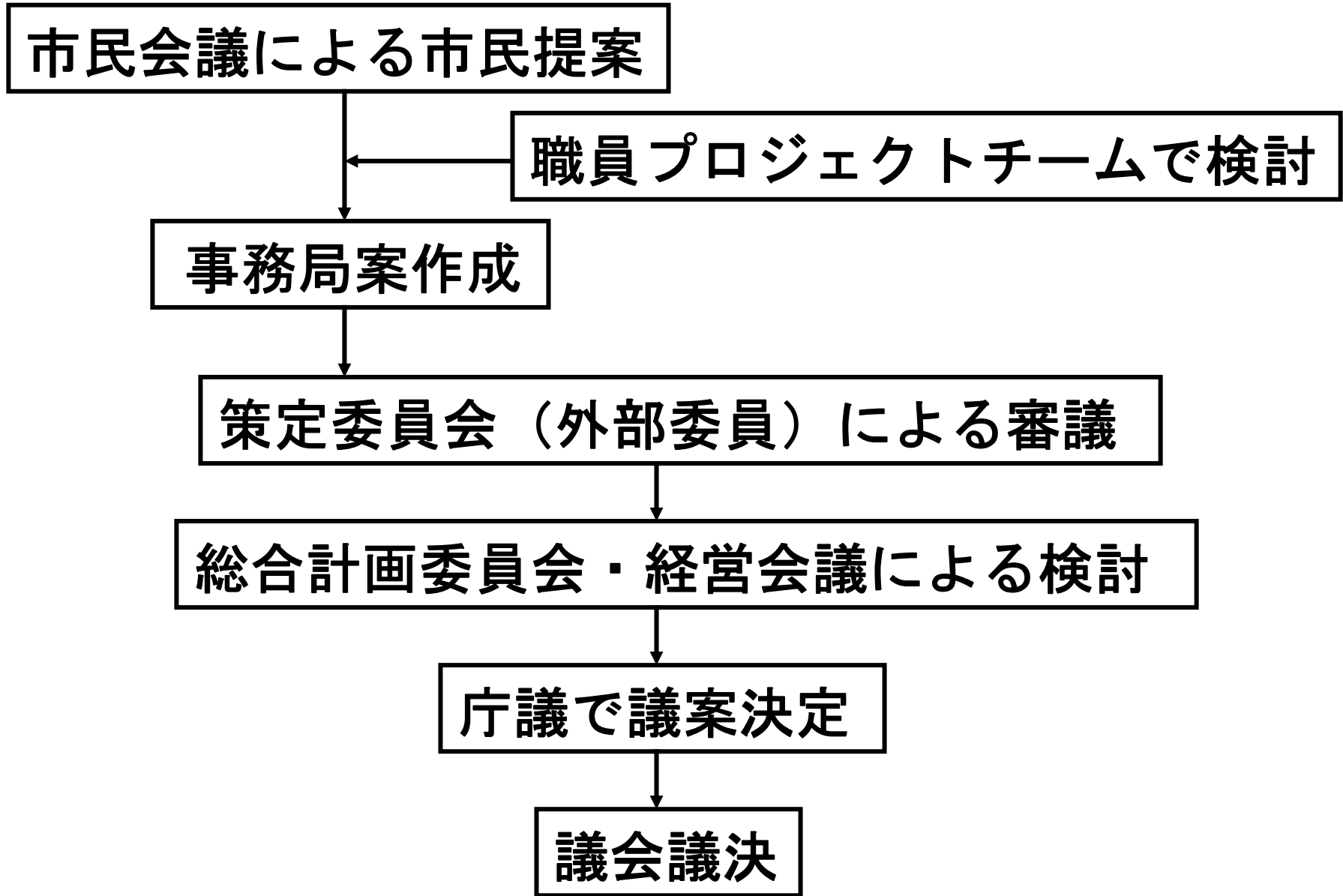


基本条例

(仕組み・ルール)

3 まちづくり基本条例

3-2 花巻市の取り組み



「まちづくり基本条例」策定経過

(1) 市民会議 (H18.12~H19.10)

構成	地域協議会等団体	8名
	市民公募	12名
会議	全体会	20回
	条文検討会議	6回
	PI検討会議	6回
	起草委員会	3回
	PI	地域説明会
	広報紙全戸配布	2回
	議会への説明	1回

「まちづくり基本条例」策定経過

(2) 策定委員会 (H19.10~H20.2)

構成	学識経験者	3名
	地域団体	5名
	市民会議	3名
会議	市民会議報告を 基礎に素案作成	3回
	パブコメ意見を 検討し条例案作成	4回

「まちづくり基本条例」策定経過

(3) 市 (H18.12~H20.2)

構成	職員PT	17名	
	総合計画委員会	18名	
会議	職員PT	6回	
	総合計画委員会	4回	
PI	広報掲載	6回	HP常時
	シンポジウム	1回	120人
	パブコメ	1カ月	
	地域説明会	4会場	117人
	市民意見	197件	(34件採入れ)
	議会への説明	2回	

基本条例地域説明（意見交換）会



基本条例地域説明（意見交換）会



今後の取り組み

本条例中、「市政への参画」と「住民投票」については、さらに具体的な規定が必要



調査検討のため、本条例による「参画・協働推進委員会」を平成20年7月に設置



平成21年8月、「市政への参画」について「参画・協働推進委員会」から答申



平成21年7月に「市民参画推進職員チーム」を設置し、「市民参画ガイドライン」等の検討開始

花巻市の課題

- **重要な市政への市民参画**
参画・協働推進委員会の答申を受け、市において「ガイドライン」等を作成中
- ◎ **地域住民との参画・協働**
「コミュニティ会議」を中心に実践中
- △ **NPO等との参画・協働**
市・NPO双方の取り組みが不十分

その原因は？

花巻市

行政改革や市民参画・協働のまちづくりに本気になっていない

前例踏襲の業務執行でOK、改善意識が低い

そもそも協働とはどういうことかよく分からない

何をどうすれば協働できるか分からない

市民・市民活動団体

日々の活動や組織維持に懸命で、協働まで手を伸ばせない

自身が「協働の担い手」であるという意識が低い

そもそも協働とはどういうことかよく分からない

何をどうすれば協働できるか分からない

では、どう対処すればいいか？

(この項:IIHOE川北氏講演より)

協働の意義

行政に預けてきた自治の権限を
地域に返し

自分達ができるところから動き

地域の課題を地域の力で解決する

本来の地域自治を回復すること

協働とは

共通の目標の実現のために

責任と役割を共有・分担し

ともに汗をかき

成果を共有すること

その実現のためには

行政だけでやるのではなく

市民だけでやるのでもなく

役割と成果を分かち合うように

行政の（行政との）関わり方を

変えることが必要

行政の誤解

「コスト削減のために協働を」

「企業より安い委託先」

「ボランティアだから人件費は不要」

行政は正しく理解を

「公共サービスのクォリティとスピードを向上すれば その成果としてコスト削減」

「行政改革の成果として財政改革実現」

「責任を委ねるなら予算と権限も」

NPOがすべきこと

- NPOのネットワークをつくる
- 協働指針・条例等の策定・見直しを
市民参画で進める
- 協働のニーズ調査を行う
- 職員と合同で実務的な研修を重ねる
- 事業の「合同お見合い」(マッチング)開催

従来の行政を打破する方法

- 新しい課題を市民・NPOが見つける
- 市民・NPOと関係する課が連携して
プロジェクト構築
- 中間支援NPOがつなぎ役

成功のコツ

「非協働的な委託・補助」から

「協働的な委託・補助」への転換

「仕様決定後に業務と責任を渡す」から

「ニーズ調査も仕様設計も実施も

成果も協働」へ

まちのレストランに例えると

「行政のお任せ定食を食べるだけ市民」から

「行政と市民による共同経営」へ

顧客層は？ 営業時間は？ メニューは？

価格は？ 材料は？

マーケティングも 調理も マネジメントも

苦しみも 喜びも すべて「協働」で

意識改革の方法

- 単なる研修では意識は変わらない
- 行動を変えよう
- 行政のルールを協働に変え、慣れる
- 担い手となる市民を育てる
- 市民と行政で共に実務的な研修
- 研修と実践を繰り返す

実務的研修の例

本気で協働を進めるための「2つの基礎ツール」を作る行政と市民の1泊2日合宿WS

1日目 そもそも「協働」がよくわからない

⇒20問以上の「Q&A」集作成

2日目 組み立て方と進め方がわからない

⇒3年間の取り組み「ロードマップ」作成

今後の取り組みを
提案します！

NPO法人・花巻市民活動支援センター
(HANACEN)

今後の取り組みの

☆ ビジョン(最終的に目指すこと)

「強くて優しいまち・花巻」を
「市民参画・協働」で築こう！

☆ ポリシー(不変・絶対的な行動基準)

花巻のまちづくりを、調査、計画、決定、
実行、評価、改善のすべての段階で、
様々な主体の参画と協働で進めよう！

今後の取り組みの目標と具体事業

1 市と市民の意識を改革

⇒ ①実務的研修

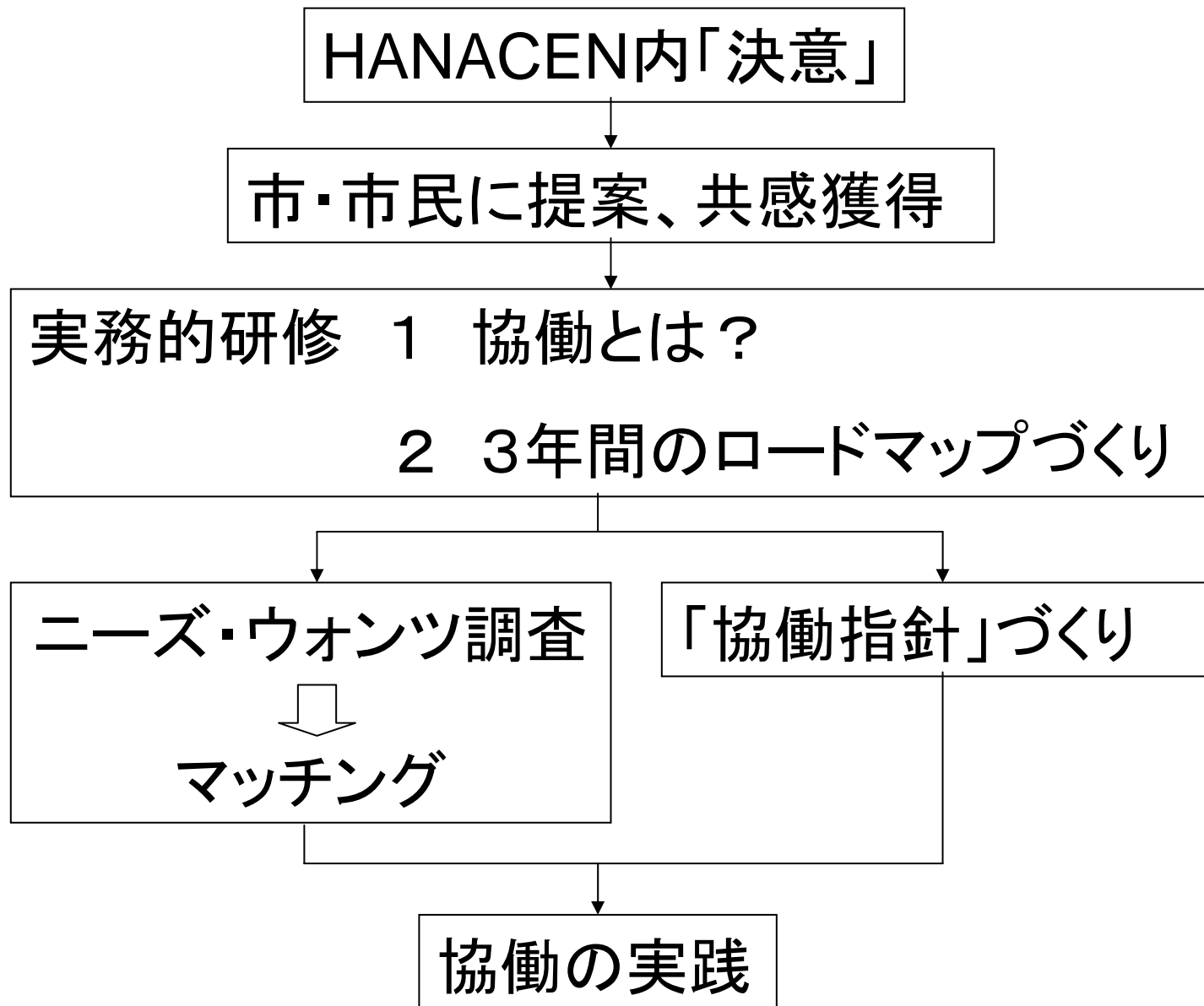
2 具体的な協働事業の掘り起こし

⇒ ②ニーズ・ウォンツ調査
マッチング

3 協働の進め方を例示

⇒ ③「協働指針」作成

今後の取り組みの流れ



準備① HANACEN内「決意」

目 標：HANACEN内で意思統一し、「どんな困難があっても必ず成し遂げる」と決意

時 期：平成22年1月上旬

場 所：まなび学園

だれが：HANACEN運営委員会

なにを：今後の取り組みの

☆ ビジョン(最終的に目指すこと)

「強くて優しいまち・花巻」を「市民参画・協働」で築こう！

☆ ポリシー(不変・絶対的な行動指針)

花巻のまちづくりを、調査、計画、決定、実行、評価、改善のすべての段階で、様々な主体の参画と協働で進めよう！

○ 目標と事業

① 意識改革⇒実務的研修

② 協働事業の掘り起こし⇒ニーズ等調査とマッチング

③ 進め方例示⇒「協働指針」作成

準備② 市・市民に提案、共感獲得

目 標:「シナリオ」を市と市民に説明し、「ぜひ一緒に取り組みたい」と、理解と共感を獲得

時 期:平成22年1月上旬～2月中旬

場 所:相手方訪問、市HP・広報、メールニュース

だれが:HANACEN運営委員会

なにを:今後の取り組みの

☆ ビジョン(最終的に目指すこと)

「強くて優しいまち・花巻」を「市民参画・協働」で築こう!

☆ ポリシー(不変・絶対的な行動指針)

花巻のまちづくりを、調査、計画、決定、実行、評価、改善のすべての段階で、様々な主体の参画と協働で進めよう!

○ 目標と事業

① 意識改革⇒実務的研修

② 協働事業の掘り起こし⇒ニーズ等調査とマッチング

③ 進め方例示⇒「協働指針」作成

事業① 21年度協働セミナー 「『協働』の実務的研修」

目 標:市と市民の意識改革

時 期:平成22年2月下旬or3月中旬

場 所:花巻市会議室

講 師:IIHOE 川北 秀人 氏

対象者:市幹部・参画協働推進員、市民参画・協働推進
委員会委員、市内のNPO法人・市民活動団体、
各コミュニティ会議、一般市民

内 容:○ 協働Q&A集作成

13:00～13:30 川北氏講演「協働とは」

13:30～15:00 WSでQ&A集作成・発表

○ 3年間ロードマップ作成(参画・協働でPDCA)

15:00～17:00 WSで各グループ1件の
ロードマップ作成・発表

事業② 「協働のニーズ・ウォンツ調査」と「マッチング」

目 標：具体的な協働事業の掘り起こし

時 期：平成22年4月～9月

場 所：花巻市会議室

だれが：市各課、市民活動団体（HANACENが進行役）

内 容：○ ニーズ・ウォンツ調査

6月までに、市の全事業と市民活動団体の事業の中から、「協働すべきもの」と「協働した方がよいもの」を洗い出す

○ マッチング

9月までに、洗い出した双方の事業の協働化を検討し、「直ちに実行するもの」と「予算獲得後に実施するもの」「当面見合わせるもの」に仕分け

事業③ 「協働指針」作成

目 標:何をどうすればいいか、協働の進め方を例示

時 期:平成22年4月～23年3月

場 所:花巻市会議室

だれが:市と市民活動団体、公募市民による

「仮・編集委員会」(HANACENが進行役)

だれに:市職員・市民共用

内 容:他市町村の例を参考にしながら、委員会だけでなく、主要な段階で市と市民の参画を得て検討を重ね、編集し、決定

市ホームページで公表、概要版を広報に掲載
以後、毎年成果公表、市民参画で評価・改善

北上市の取り組み

「まちづくり協働推進条例」

「協働手順書」

を制定して推進している

「まちづくり協働推進条例」(平成18年4月施行)

第3条 まちづくりは、各主体の対等な参画を原則

第4条 政策形成に市民参画

第9条 市は協働のまちづくりを推進するため、各主体の参画による事業を実施し、事業の計画、実施、評価の各段階で情報を公開

北上市の取り組み

- ・ 「まちづくり協働推進条例」制定（18. 4）
- ・ 職員向け「協働手順書」策定、市民に公開
- ・ 「協働事例バンク」に相手・手法・内容を掲載
- ・ 「コラボチャレンジ」の審査・評価・追跡調査も公開
- ・ 「行政発協働事業集約リスト」に144事業の総括を公開
- ・ 毎朝「協働とれたてニュース」として全国事例を庁内LANで配信
- ・ 市民活動情報センター事業で市民、企業、行政が協働事例にふれる「協働事例研究会」を開催

北上市協働手順書【概要版】



協働手順書は市民・企業・行政が共通理解のもとで協働事業を進めるための職員向けの手順書です。今後、市民・企業の皆さんとの事業実施に当たってはこの手順書を参考にしながら進めていきます。

手順書は、次の、5章で構成されています。

- 第1章 協働を理解しよう
- 第2章 協働のルールを知ろう
- 第3章 協働を实践しよう
- 第4章 協働を評価しよう
- 第5章 用語・資料集

第1・2・5章は協働の土台となる「基礎」。第3・4章は協働の実施や評価の方法をまとめた「実践」と大きく分けることができます。

以下、目次に沿って説明していきます。

第1章
協働を理解
しよう

第2章
協働のルール
を知ろう

第5章
用語・資料集

第3章 協働を実践しよう

ここでは協働で事業を進めるときの基本的な手順を示しています。検討～実践～評価の三段階で協働相手との連携を図りながら事業に取り組みましょう。

協働で事業を実施するときの全体像！

Step 1 内部検討段階

- 1-1 現状の把握
- 1-2 事業目的・目標の明確化
- 1-3 協働の形態・手法を検討する
- 1-4 企画案・予算案の作成
- 1-5 協働のパートナーを選択する
- 1-6 パートナーとの話し合いと協定書の作成



計画しよう

【ステップ1】内部検討段階
事業の目的だけでなく協働の目的を吟味した事業案検討が大切。パートナーの決定後は十分な話し合いを持って計画を具体化しましょう。

Step 2 実施段階

- 2-1 事業の実施
- 2-2 進捗状況の確認（中間評価）
- 2-3 情報公開と説明責任



実施しよう

【ステップ2】実践段階
対等な関係の確保のためパートナーとの話し合いを適度に持ち、中間評価を行いながら事業を進めましょう。

Step 3 終了・評価段階

- 3-1 協働事業の評価
- 3-2 情報の公開
- 3-3 次回への反映



振り返ろう

【ステップ3】終了・評価段階
お互いに事後評価を行い、得られた情報は積極的に公開しましょう。

協働推進のビジョン

市民・企業・行政の力と知恵を集めて、住みよいまちづくり（課題解決・地域振興）を行うため、市ではこんなイメージで協働によるまちづくりを進めます。



市民・企業・行政のニーズや情報は市民活動情報センター事業等で集約しながら必要に応じて協働事業に仕上げます！



①集約する

市民の参加を得た各セクター（市民・企業・行政）はそれぞれが持つニーズを満たすためのアイデアを市民活動情報センター（事業）に持ち込んでもらい集める

持ち込まれたアイデアをセンター事業でコーディネートする

事業は、
①行政発協働事業提案
②地域づくり交付金
③市民発協働事業提案
④その他の方法
などによって実現する

②コーディネート

③実現

まとめると...

宮古市の取り組み

「自治基本条例」

「協働推進条例」

「参画推進条例」

の3条例を制定して推進している

「自治基本条例」(平成20年7月施行)

第4条 まちづくりは、参画と協働を原則

第9条 コミュニティを守り育て、支援

第14条 市政運営の過程で市民の参画を推進
重要な計画の策定、変更にあたっては、
事前に市民の意見表明の機会を確保

「協働推進条例」

協働のまちづくりは、市民、地域自治組織、市民活動団体、事業者、市議会及び市の執行機関が相互理解を深めるとともに、目的を共有し、対等の立場で連携及び協力

市の執行機関は、協働によるまちづくりを推進するため、環境づくりに努め、必要な措置を講じ、情報を積極的に公開し、職員の意識を高揚

「参画推進条例」

基本条例第14条の「市政運営の過程で市民の参画を推進」「重要な計画の策定、変更にあたっては、事前に市民の意見表明の機会を確保」を実現するため、その対象、方法等の手続きを規定

参画・協働の推進施策

「市民自治推進委員会」設置

「地域創造基金事業」

市民活動を支援

「まちづくり事業支援交付金」制度

市民活動団体の事業を支援(今年度で完了)

市民用「参画と協働の指針」作成

奥州市の取り組み

「自治基本条例」

「市民参画条例」

の2条例を制定して推進している

「自治基本条例」(平成21年10月施行)

第4条 協働を基本とした自治を確立

第5条 参加、協働の原則

第18条 政策の立案、実施及び評価の過程で市民
参画の制度及び機会を整備

第22条 協働を推進するための施策を整備

第23条 市民は、地域コミュニティを基本に地域課
題の解決に向けて主体的に行動

第24条 市は市民公益活動を促進し、協力・支援

「市民参画条例」

基本条例第18条の「政策の立案、実施及び評価の過程で市民参画の制度及び機会を整備」を実現するため、その対象、方法等の手続きを規定

参画・協働の推進施策

「自治基本条例推進委員会」設置

「地域づくり推進事業補助金」

地域の自主的な活動による地域コミュニティの
活性化を支援

「奥州市民活動支援センター」開設

紫波町の取り組み

「市民参加条例」

を制定して推進している

「市民参加条例」(平成20年4月施行)

協働によるまちづくりを推進するため、政策形成の過程における市民参加の対象、方法等の手続きを規定

参画・協働の推進施策

「市民参加推進会議」設置

「地域づくり活動補助金」

公益活動団体を支援

「地区創造会議」

身近な地域課題の解決策を支援

職員用「市民参加条例推進マニュアル」策定

「市民活動支援センター ゆいっとサロン」開設

八戸市の取り組み

「協働のまちづくり基本条例」

「市民による地域まちづくり推進条例」と

「地域コミュニティ振興指針」

「市民活動促進指針」

を制定して推進している

「協働のまちづくり基本条例」(平成17年4月施行)

第3条 まちづくりは協働により行われることが基本

第13条 重要な施策への市民参加

第14条 政策提案制度

第18条 市民活動の促進

第19条 地域コミュニティ活動の推進

第20条 地域コミュニティ自治の推進

「市民による地域のまちづくりの推進に関する条例」

第1条 地域での自主的なまちづくり活動を推進

第8条 「まちづくり協議会」の認定

第10条 「まちづくり計画」の策定

第11条 協議会と市で「まちづくり協定」の締結

第13条 開発者の「まちづくり協定」の尊重

第18条 まちづくりへの技術的支援

第19条 「まちづくり協議会」への助成

「地域コミュニティ振興指針」

- 地域の特色を生かした個性豊かなまちづくり
- 地域の共同意識の向上
- 行政依存からの脱却
- 住民主体のまちづくりの実現
- 地域と行政の協働の実現
- 住民、町内会、公民館、学校、NPO等の連携
- 地域力の向上
- 地域コミュニティ自治の推進
- 地域コミュニティ計画の策定

「市民活動促進指針」

- 市民と地域社会の掛け橋
- 地域活性化の主役
- 公共の新たな担い手
- 市民活動の拡大と自立化の促進
- 支援の方向性、原則、視点
- 協働の方向性、原則、視点
- 支援施策の方向性
- 協働施策の方向性

参画・協働の推進施策

「協働のまちづくり推進委員会」設置

「元気な八戸づくり市民奨励金」

市民活動や地域コミュニティ活動を支援

「元気な八戸づくり市民提案制度」

市民活動団体や地域コミュニティ団体から協働事業の提案を受け付け

職員用「協働のまちづくり推進マニュアル」作成

参画・協働の推進施策

「協働のまちづくり推進基金」

寄付金と同額を市が上乗せして積み立て、市民活動や地域コミュニティ活動への支援の財源に

「地区担当員制度」「地域づくり会議」

市の担当職員が地域コミュニティ活動を支援

「市民活動サポートセンター

ふれあいセンターわいぐ」開設

平成15年6月 「協働のまちづくり市民会議」設置

18名中8名を公募

協働のまちづくり条例検討委員会
市民活動促進検討委員会
地域コミュニティ振興検討委員会

の3委員会と全体会議で検討

平成16年7月

条例案答申

平成17年2月

地域コミュニティ振興指針案答申

平成17年6月

市民活動促進指針案答申

解散

平成17年4月 「協働のまちづくり基本条例」施行

同時に 「地域コミュニティ振興指針」

次いで 「市民活動促進指針」

翌年 「協働推進マニュアル」(職員向け)

昨年 「市民提案実施要領」を制定

ただし 「重要な施策への市民参加」システムは未定
(散発的にパブリックコメントが実施されている模様)

飯田市の取り組み

「自治基本条例」

「地域自治区設置条例」

を制定して推進している

「自治基本条例」(平成19年4月施行)

第4条 協働して自治を推進

第7条 参加協働の原則

第11条 市民組織の尊重と支援

第12条 地域自治の推進

第13条 地域自治区と地域協議会による協働のまちづくりの推進

第16条 市政への市民参加と協働の市政運営

第17条 重要な計画・政策への市民意見公募

「地域自治区の設置等に関する条例」

第1条 自治法第202条の4第1項による地域自治区

第2条 1市2村合併前の旧飯田市に適用

第3条 18自治区を設置

第4条 自治区に事務所を置き、長に職員を充てる

第5条 自治区に地域協議会を置く

参画・協働の推進施策

「地域自治推進のための新交付金制度」

地域自治区に設けられる「まちづくり委員会」に対し、
使途が自由な交付金を交付

「市民意見公募制度実施要綱」

政策形成過程における市民参画の対象、方法等の
手続きを規定

「ムトス飯田推進委員会」設置

「ムトス飯田まちづくり事業」

住民主導・住民参加によるまちづくりを援助・推進

「地域交流センター」設置

- 平成14年度 議会に「議会あり方研究会」設置
- 平成16年度 「わがまちの憲法を考える市民会議」
を議会が設置(全国初)
24名中8名を公募
- 平成17年度 議会に「自治基本条例特別委員会」を
設置し、素案を市民に2回説明のうえ
パブリックコメントを実施
- 平成18年度 シンポジウムを開催し、条例案を議会
議案として提出、全会一致で可決

盛岡市の現状と期待

盛岡市総合計画・基本構想

まちづくりの基本理念(抄)

- ・ 地域の個性をいかしながら新しい魅力を生み出す「継承と創造」のまちづくり
- ・ 市民みずからがまちづくりの主体となる「市民起点」のまちづくり

まちづくりの基本目標

「人々が集まり、人にやさしい、世界に通ずる

元気なまち盛岡」

目標達成に向けた行政経営の理念

- 1 市民が主体的に市政にかかわることを保障し、積極的な市民参画による開かれた行政を実現する。

目標に向けた施策の体系(抄)

3 心がつながる相互理解

(1) 元気な地域コミュニティ活動の推進

地域の住民が主体になって考え、行動し、地域課題を自主的に解決できる、住み良いまちが形成されるように、コミュニティ活動を支援します。

8 信頼される質の高い行政

(3) 市民とともにつくる行政の実現

行政情報を積極的に提供し、市民と情報を共有するとともに、市民意見を市政に的確に反映できるよう広聴機能の充実を図ります。さらに、市民との協働のまちづくり、市民とともにつくり上げる質の高い行政サービスを目指し、NPO活動等を通じた市民参画を促進します。

盛岡市の取り組み

関連条例は制定していない

現在、多様な主体の参画・協働による
まちづくりを推進するため、「自治体経
営の指針」を策定中

現在の参画・協働推進施策

「NPO活動促進のための基本方針」

「NPOとの協働を進めるためのガイドライン」

NPOとの協働を推進

「パブリックコメント実施要綱」

「パブリック・インボルブメント実施要綱」

政策形成過程における市民参画の対象、方法等の手続きを規定

「地域活動・市民活動活性化支援事業」

地縁体や市民活動団体の活動を支援し、協働のまちづくりの基盤を整備(支援室を開設)

盛岡市西松園町内会の公園整備

～参画・協働による
身近なまちづくりの芽生え～







	市政参画	コミュニティ	協働	条例発議
花巻市	○	◎	△	市
北上市	△	◎	◎	市
宮古市	◎	○	◎	市
奥州市	◎	△	○	市
紫波町	◎	○	○	町
八戸市	△	◎	◎	市
飯田市	△	◎	◎	議会
盛岡市	△	△	○	?



「市民参画と協働」で

まちづくりを

すすめてみましょう！

今後のまちづくり

$$= \int \{ (\text{市民・地域・NPO} \\ \cdot \text{事業所・市・議会}) \\ \times (\text{参画・協働}) \}$$

(多様な主体による 参画・協働の 積み重ね)

まちづくりの成果は

「ネバリ」で決まる！

